

## 改造工事に対する貸付について

「那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程」で定める貸付の対象者に該当する場合は、くみ取便所の水洗便所への改造資金又は浄化槽を廃止して下水道に接続する工事の資金について、市から貸付けを受けることができます。

### 1. 貸付金額・償還方法

1 設備につき40万円以内。ただし、共同住宅(同一所有者)は100万円以内。  
無利子40回以内の毎月均等払い。

### 2. 借受人

貸付の対象者：家屋の所有者及び所有者の承諾を得た家屋の使用者（借家人）  
要件 「年間所得額50万円以上～1,000万円以下の方」  
「共同住宅の場合：年間所得額100万円以上～1,250万円以下の方」



### 3. 連帯保証人

連帯保証人が1人必要です。

要件 ①同居人以外であること。

②一定の職業を有すること。

③那覇市・浦添市・西原町・南風原町・豊見城市に住所を有し、年間所得額が100万円以上であること。

### 4. 添付書類

(詳細は給排水設備課排水設備係まで)

## 改造工事に対する補助について

### 1. 生活扶助世帯補助（持家）

生活扶助世帯のくみ取便所や浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、工事費の全額を補助します。

### 2. 心身障がい者世帯補助（持家）

重度の心身障がい者世帯のくみ取便所や浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、工事費の25万円以内で補助します。

### 3. 低地帯建物の下水道接続補助（持家）

建物が低地帯にあり、汚水ポンプを使用しなければ公共下水道へ接続できない場合は、ポンプ設置費等に30万円以内で補助します。

※ただし、上記の補助は、いずれも予算の範囲内で交付するものです（新築は該当しません。）。



お問い合わせ先  
給排水設備課排水設備係  
TEL 941-7810